

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に当そ
日には、
がとき
がと
の翌日)

最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式

最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行う場合
の投票用紙の様式

最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒等に押すべき印

◇衆議院小選 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第一区において候補者届出政党
等から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等
第一区選挙 のくじを行う場所等

長告示

◇衆議院小選 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第二区において候補者届出政党
等から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等
第二区選挙 のくじを行う場所等

長告示

◇衆議院比例 衆議院比例代表選出議員選挙において名簿届出政党等から届出のあ
代表鳥取県 つた選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所
分会選挙分 等

会長告示

目次

◇選管告示

衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙分会長等の選任
衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙分会長が事務を行う場所
衆議院議員総選挙に用いる投票用紙の様式

衆議院議員総選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の
日時を定めるくじを行う日時等

衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載順序のくじを行う
日時等

衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示
の掲載順序のくじを行う日時等

衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所等
衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者一人につき選挙運動に
して支出することができる金額

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一
の数等

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長等の選任
最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長が事務を行う場所

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号

平成八年十月二十日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこ
れらの職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職
選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり
選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成8年10月8日 火曜日

鳥取県公報

(号外) 第58号 2

平成八年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号
平成八年十月二十日執行の衆議院議員総選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

一 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第一区

1 選挙長 鳥取市上町一二二五

2 選挙長の職務代理人 鳥取市大村三〇一一二

二 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第二区

1 選挙長 米子市東福原二丁目三一五

2 選挙長の職務代理人 鳥取市浜坂東一丁目二一一二

三 衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会

1 選挙分会長 米子市東福原二丁目三一五

2 選挙分会長職務代理人 鳥取市大村三〇一一一一

細川 勝

塚田 充

野口 欣悦

塚田 勝

<

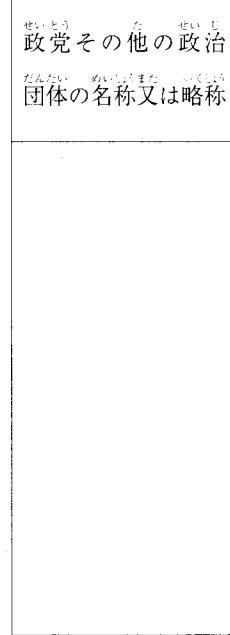
(衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙)

平成八年執行

衆議院

比例代表選出議員選挙投票

鳥取県選挙管理委員会印



○ 注意

政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内
に一つ書くこと。

平成八年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野口欣悦

一日 時 平成八年十月八日 午後五時十分

二場所 鳥取市東町一丁目二三〇 鳥取県府選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第七十四号

平成八年十月二十日執行の衆議院議員総選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第百六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号) 第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成八年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野口欣悦

一日 時

1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第一区

平成八年十月九日 午後五時十分

2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第二区

平成八年十月九日 午後五時二十分

鳥取県選挙管理委員会委員長 野口欣悦

平成八年十月八日

鳥取県選挙管理委員会告示第七十二号

平成八年十月二十日執行の衆議院議員総選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第七十三号

平成八年十月二十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

3 衆議院比例代表選出議員選舉

平成8年10月10日 午後〇時三〇分

二場所 鳥取市東町一丁目二三〇 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第七十五号

平成8年10月20日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法(昭和二
十五年法律第百号)第百七十五条第二項の規定による衆議院名簿届出政党等の名称等の
掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年
六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第六十六条第一項の規定により次のとおり定め
たので、同項の規定により告示する。

平成8年10月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

一日時 平成8年10月9日 午前九時三十分

二場所 鳥取市東町一丁目二三〇 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第七十六号

平成8年10月20日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び
日時は次のとおりであるので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により告示す
る。

平成8年10月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

平成8年10月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

鳥取県選挙管理委員会告示第七十七号

平成8年10月20日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において公職選挙法(昭和二
十五年法律第百号)第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出
することができる金額は次のとおりであるので、同法第百九十六条の規定により告示す
る。

2

1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第一区選挙会
平成8年10月22日 午後二時

3

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会
平成8年10月22日 午後二時三十分

一場所 鳥取市東町一丁目二三〇 鳥取県庁

二日時

平成8年10月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

平成8年10月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

平成8年10月8日

鳥取県選挙管理委員会告示第七十八号

平成8年10月7日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総
数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和二
十二年法律第六十七号)第七十四条第四項(同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、
第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運

當に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成八年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

一 審査分会長 米子市東福原二丁目三一五 野口 欣悦
二 審査分会長の職務代理人 鳥取市大桟三〇一一二 塚田 勝

米子市東福原二丁目三一五 野口 欣悦
鳥取市大桟三〇一一二 塚田 勝

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

九、五五一

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一五九、一七七

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三六、五七〇

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三四、九二七

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一三、〇九四

境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

九、八一二

岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六、八八五

八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一三、八九二

岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六、〇九四

東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一七、八九二

西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一三、八〇九

日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六、一一七

鳥取県選挙管理委員会告示第八十号

平成八年十月二十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長は、鳥取市東町二丁目二二〇鳥取県庁においてその事務を行う。

平成八年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

鳥取県選挙管理委員会告示第八十一号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第十四条第三項の規定に基づき、平成八年十月二十日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成八年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

鳥取県選挙管理委員会告示第七十九号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定に基づき、平成八年十月二十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理を選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第十六条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定により次のとおり告示する。

(最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙)

平成八年

最高裁判所裁判官

國民審查投票

鳥取県選挙管理委員会印

意 い
注 ちよう
一 やめさせた方がよいと思う裁判官につ
いては、その名の上の欄に×を書くこと。
一 やめさせなくてよいと思う裁判官につ
いては、何も書かないこと。

×を書く欄
裁判官の名

点字几又票

平成八年

国民審査投票

鳥取県
選挙管理委員会印

平成八年十月八日

鳥取県選挙管理委員会告示第八十二号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十一号）第七条の規定に基づき、平成八年十月二十日執行の最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行う場合における投票用紙の様式を次のとおり定める。

備考1 用紙は淡紅色とし、文字は黒色のインクで印刷する

鳥取県選挙管理委員会の印は刷込み式とする。

3 裁判官の名は、中央選挙管理会の告示に従い印刷する

時は次のとおりであるので、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成八年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

一場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁
二日時 平成八年十月二十一日 午後三時

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第一区選挙長告示第一号

平成八年十月二十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第一区において候補者届出政党等から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成八年十月八日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第一区選挙長 細川哲

平成八年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

一場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
二日時 平成八年十月十七日 午後五時十分

鳥取県選挙管理委員会告示第八十四号

平成八年十月二十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第二区選挙長告示第一号

平成八年十月二十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第二区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成八年十月八日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第二区選挙長 野 口 欣 悅

一場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
二 日 時 平成八年十月十七日 午後五時二十分

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会长告示第一号

平成八年十月二十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において衆議院名簿届出政党等から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成八年十月八日

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会长 野 口 欣 悅

一場 所 鳥取県東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
二 日 時 平成八年十月十七日 午後五時三十分